

お知らせ

起業者国土交通省が行う一般国道一七号改築工事（本庄道路・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内）及びこれに伴う町道付替工事について、令和七年五月十四日付けで土地収用法の規定による事業の認定の告示がなされましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

- 一 事業の認定の告示があった土地
- イ 収用の部分
埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内
- ロ 使用の部分
なし

（注）右記イの土地を表示する図面は、上里町役場まちづくり推進課でご覧ください。

- 二 土地価格の固定について
事業の認定の告示があった土地については、事業の認定の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 関係人の範囲の制限について
事業の認定の告示があった日以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

- 四 土地の形質変更及び損失補償の制限について
事業の認定の告示があった日以降に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ埼玉県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

- 五 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について
土地所有者は土地に対する補償を、土地に関する所有権以外の権利をもっている者はこの権利に対する補償を、建物等の所有者、借家人等は移転に必要な補償をそれぞれ受けることができます。

- 六 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

- 七 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせて行わなければなりません。ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

- 八 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどには、直接埼玉県収用委員会あてに申立てを行うことができます。

- 九 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「土地収用法に基づく事業の認定の告示がなされたことに伴う補償等のお知らせ」については、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所用地第一課及び上里町役場まちづくり推進課において配布いたします。

- 十 その他不明な点については、左記事務所に照会してください。
埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四三五番地
国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所用地第一課 電話 ○四八（六六九）一二〇二